

山元町町営住宅入居者募集

申込みのしおり

この「申込みのしおり」は町営住宅の入居者を募集する際の入居資格・基準等についての説明をしております。

町営住宅の申込みをされる場合、収入基準をはじめ様々な制限がありますので、この申込みのしおりを最後までお読みになったうえで、住宅を申し込んでください。

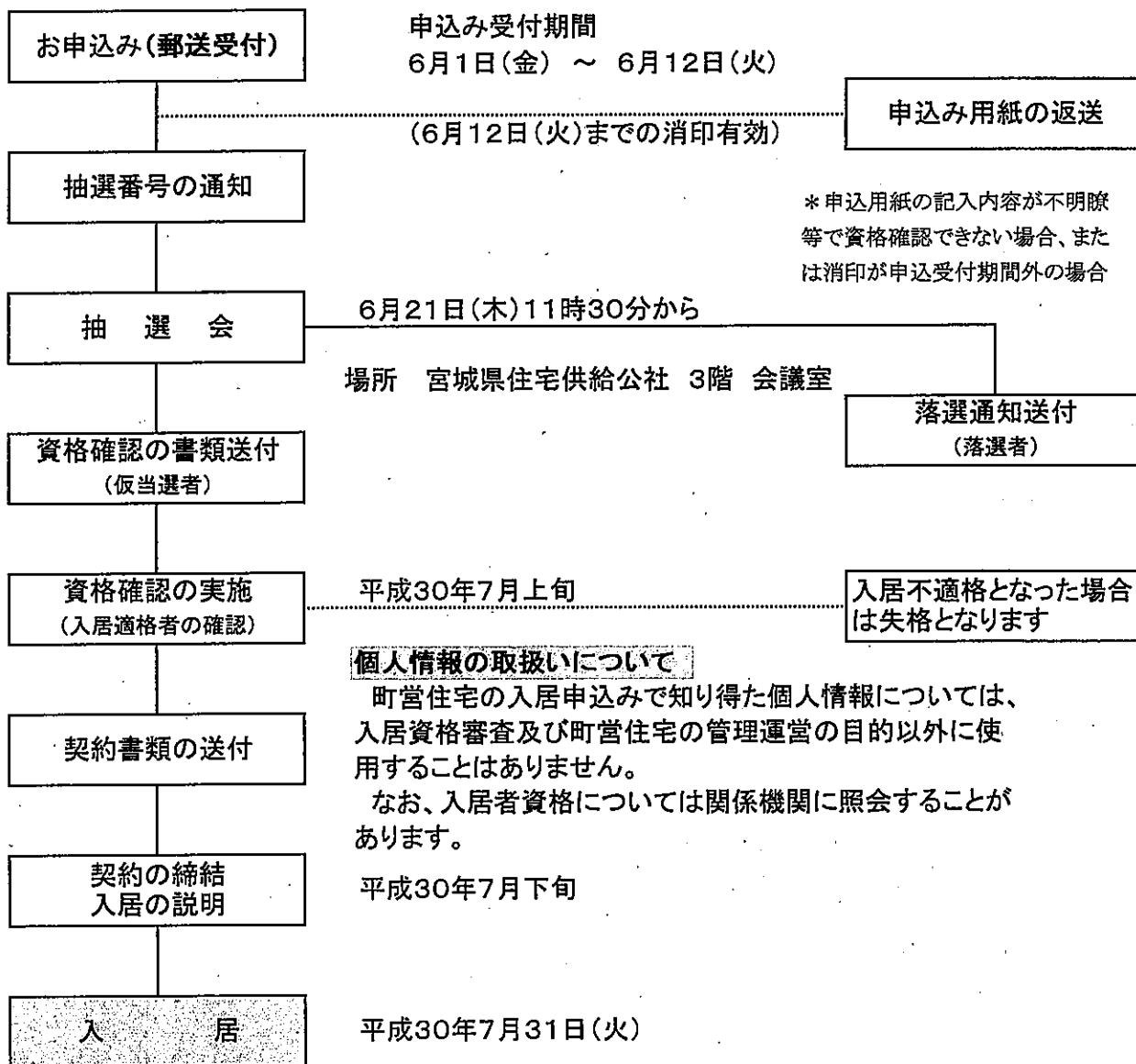
【お問合せ】

宮城県住宅供給公社
入居管理課

電話 022-224-0014

〒980-0011
宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番20号
ふるさとビル 1階

町営住宅募集の申込みから入居まで



町営住宅は、共同住宅であるため、入居者の皆さんが協力して快適な団地生活ができるよう様々なルールがあります。次のことを守れない方は、周囲とのトラブルの原因となり、住宅明渡しの対象ともなりますので、念頭においてお申込みください。

- 1 犬猫等の動物飼育はできません。
- 2 車は契約している住宅の敷地外には、駐車できません。
*団地内の道路に違法駐車された場合は、道路交通法違反になります。
- 3 騒音を無神経に発生させる。また生活音に理解なく過剰に反応する。
*町営住宅は住居が隣接する共同住宅です。無神経に騒音を発生させることは近隣入居者の迷惑となります。また上階入居者などの生活音が聞こえますが、共同住宅であるため、やむを得ないことをご理解いただくことになります。

1 申込の資格要件

①一般（共通）の申込資格

- (1) 現在、住宅に困っていることが明らかな方。（持家を有している方は原則として申込みません。）
- (2) 現在同居中、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様にある方、その他婚姻の予約者を含む。但し、入居日から3ヶ月以内に入籍し同居すること。）のある方。
- (3) 町内に住所若しくは勤務地を有し、又は新たに町内に住所を必要とする方。
- (4) 収入の計算方法に基づいて計算された月収額が、収入基準に該当する方。
- (5) 過去に公営住宅に入居したことがある方は、迷惑行為等により法的措置を受け退去させられた方でないこと。
- (6) 国税・地方税を滞納していない方。
- (7) 暴力団員でない方。
- (8) 世帯を不自然に分離していない方。（夫婦の別居、兄弟姉妹、他に扶養義務のある祖父母、親、兄弟、または姉妹を呼んで同居するなど不自然な合体、分離した世帯の申込み等はできません。）
- (9) 住宅内で円満な共同生活ができる方。
- (10) 公営住宅にお住まいでない方。

②単身申込資格

前記一般申込資格（2）を除く全てに該当する下記の方。（但し、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）

- (1) 満60歳以上の方。
- (2) 障害者基本法第2条に規定する障害の程度が次の各号に該当する方
 - ア 身体障害 身体障害者手帳 1～4級までの方
 - イ 精神障害 精神障害者手帳 1～3級までの方
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する方
- (3) 戦傷病者で障害の程度が特別項症から第6項症までの方、又は第1款症の方。
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方。
- (5) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者。
- (6) 海外からの引揚者で、本邦に引揚げた日から起算して5年経過していない方。
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者でア又はイに該当する方。
 - ア 配偶者暴力防止法等第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申し立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。

※(2)イ・ウに該当する方は、入居後に必要な支援（相談体制や緊急時における医療機関等への連絡等）があることが入居の前提となります。

③公営住宅に入居できる収入基準

申込者と同居しようとする親族を含め各種控除後の額が次の金額であること。

※2人以上の収入のある場合は収入金額を合算します。

一般世帯【一般階層世帯】	基準額 月収 158,000円以下
高齢者・障害者世帯等【裁量階層世帯】	基準額 月収 259,000円以下

<裁量階層世帯とは>

○入居者または同居者が、次の条件のいずれかに該当する世帯であること。

- (1) 満60歳以上の方のみ(18歳未満の方を含んでよい)で構成される世帯。
- (2) 身体障害者福祉法で定める1級から4級に該当する身体障害者の方を含む世帯。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律第6条第3項に規定する1級または2級に該当する精神障害者を含む世帯。
- (4) (3)に規定する精神障害の程度に相当する知的障害のある方を含む世帯。
- (5) 戦傷病者特別保護法第4条に規定する者で、障害の程度が特別項症から第6項症までの方、または第一款症の方を含む世帯。
- (6) 原始爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方を含む世帯。
- (7) 海外からの引揚者で、本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方の世帯。
- (8) 募集期間の申込日において、小学校就学前の子を含む世帯。

④住宅の間取要件

下表に示す世帯人数に適さない住宅への申込みはできません。

世帯人数	2DK	2LDK	3LDK
1人	◎	—	—
2人	◎	○	—
3人	○	◎	○
4人	○	○	◎
5人以上	—	○	◎

◎：世帯構成に特に適した間取り

○：世帯構成に適した間取り

—：選択不可

2 仮当選後に必要となる書類

○全ての世帯に共通する提出書類

(1) 町営住宅入居申込書
(2) 入居する世帯全員の住民票の写し（個人番号以外の記載省略がないもの） ・・・婚約で申込み場合は、各1通
(3) 入居予定者の完納証明書※税に未納がないことの証明（18歳以上の入居予定者全員分）
(4) 各自の所得に関する書類（下表参照のこと。18歳以上の入居予定者全員分必要です。）

※世帯各自の所得に関して必要な書類

区 分		提出書類
申込者もしくは同居者（18歳以上）で収入のある方	現在の勤務先に平成28年12月以前から引き続き勤務している方	① 平成30年度所得証明書または非課税証明書 （控除明細のあるもの） ② 勤務先証明書 ③ （平成29年以降に退職した会社がある場合）退職証明書
	現在の勤務先に平成29年1月以降に就職された方	上記に加えて、 ① 給与支払い証明
	年金所得	平成30年度所得証明書または非課税証明書 （控除明細のあるもの）
収入のない方	申込者及び同居者、婚約者が無職無収入の方（18歳以上）	① 平成30年度所得証明書または非課税証明書 （控除明細のあるもの） ② （平成29年以降に退職した会社がある場合）退職証明書

※その他状況により必要とする書類

区 分	提出書類
「婚約し入居」申込する場合	「婚姻の予約を証する書類」（様式P13）
「父子・母子・単身」等世帯	戸籍謄本（入居予定者全員分）
「身体、精神障害者」等	「障害者手帳」または、「戦傷病者手帳」
「生活保護」世帯	福祉事務所からの「生活保護受給証明書」
「戦傷病者、原子爆弾被爆者」	「戦傷病者手帳」、または「被爆者手帳」の写し
「海外からの引揚者」	引揚げ証明書
「外国人の方」	外国人登録記載事項証明書

※これから離婚を考えている方の場合は、住宅の契約までに次のいずれかの証明書類を提出できれば申込みできます。

- (1) 戸籍謄本（離婚が確定する場合） (2) 弁護士が発行する離婚協議中の証明書
(3) 裁判所発行の「事件係属証明書」（離婚訴訟等の場合）

3 申込みにあたって知っていただきたいこと

- (1) 町営住宅は、住宅敷地内ごとに使用（利用）するものがあります。それらの維持管理費並びに清掃費は入居者負担になります。
- (2) 住宅内で禁止される行為
 - ・町営住宅内では、犬・猫等の動物は飼えません。
 - ・住宅内での円満な共同生活を乱す行為。
- (3) 町営住宅内での不法駐車について
住宅内での不法駐車は、緊急車両等の進入妨げや入居者の避難の際に支障をきたしますので、厳しく禁止いたします。

4 入居手続き（契約）の時に提出していただく書類

入居が決定した方は、入居手続きを行うときに次の書類を提出していただきます。

- (1) 住宅入居請書・・・連帯保証人1名。（所得のある方）
※原則として山元町内に居住している親族等で（いない場合は町外でも可）一定の収入のある方。
 - ① 町営住宅入居請書
 - ② 連帯保証人の「住民票」（個人番号以外記載省略のないもの）・・・1通
 - ③ 連帯保証人の「所得を証する書類」・・・1通
（所得のある方。所得がない場合は連帯保証人になれません。）
 - ④ 連帯保証人の「印鑑証明書」・・・1通
（入居請書に印鑑証明の印鑑を押印してください。）
 - ⑤ 連帯保証人の納税証明書（完納証明書）
 - ⑥ その他必要な書類
- (2) 敷金及び入居月の日割家賃・・・入居時の家賃相当額の3ヶ月分と入居月の日割家賃を納入していただきます。
- (3) 連帯保証人の要件・・・連帯保証人の資格要件は次のとおりです。
 - ① 日本国籍を有する方または日本に永住権を有する方
 - ② 原則として町内居住者、もしくは近隣市町村在住で申込み世帯と同等以上の所得を有する保証能力のある方
 - ③ 世帯および家計を別（独立生計者）にする1名の方
 - ④ 市町村税を滞納していないこと
 - ⑤ 未成年でないこと
 - ⑥ 成年被後見人または被保佐人でないこと
 - ⑦ 公営住宅（他市町村含む）の入居者でないこと※入居者が万一家賃を滞納したり法令等に違反したりした場合、入居者に代わって一切の責務について責任を負っていただきますので、連帯保証人になっていただく方に十分説明してください。

5 入居後の家賃及び収入申告について

- (1) 毎年「収入申告書」を提出していただき、それぞれの収入と各住宅の規模や立地条件、建設時からの経過年数を基に家賃を決定します。
- (2) 収入申告書は毎年提出していただきますが、提出がない場合は、近傍同種の住宅家賃（民間賃貸住宅とほぼ同程度の家賃）がかかることとなります。
- (3) 家族に異動（出生、死亡、転出等）があった場合、家賃額が変わることがありますので、7日以内に届出が必要となります。

6 家賃の算定方法について

$$\text{家賃額} = A \times B \times C \times D \times E$$

- A 家賃算定基礎額：入居者の収入に応じて段階的に家賃負担の基礎額を決定しているもので、国が決定します。
- B 市町村立地係数：国が市町村ごとに地価の状況に基づき設定した数値。
- C 規 模 係 数：住宅の床面積（共用部分やバルコニーを除く）を65 m²で割った数値。
- D 経 過 年 数 係 数：住宅建設時からの経過年数に応じて設定した数値。
- E 利 便 性 係 数：町が住宅の立地条件、設備等により定める数値。

各種控除の内容及び各控除額

	控除名	控除の内容		控除額
1	親族控除	入居しようとする親族（申込本人を除く）及び遠隔地扶養親族	1人につき	380,000円
2	特定扶養親族控除	扶養親族（配偶者を除く）のうち満16歳以上23歳未満の方	親族控除の他に1人につき	250,000円
3	寡婦控除 ※法律婚によらないで母となった者で、現に法律婚をしていない方も対象となります。	① 夫と死別・離婚した後再婚していない方又は夫が生死不明等の方で、扶養親族又は所得金額の合計38万円以下の生計を一にする子がいる方 ② 夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死不明などの方（所得金額500万円以下）	申込本人に所得がある場合（所得が270,000円未満の場合はその額）	270,000円
	寡夫控除 ※法律婚によらないで父となった者で、現に法律婚をしていない方も対象となります。	① 妻と死別・離婚した後再婚していない方又は妻が生死不明などの方で、所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子がおり、かつ所得金額の合計が500万円以下の方		
4	障害者控除	申込本人や同居及び同居しようとする親族並びに遠隔地扶養親族のうちに障害者がある場合 特別障害者（重度障害者、身体障害者手帳1級・2級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳Aに当たる者）	親族控除の他に1人につき 普通障害者 特別障害者	普通傷害 270,000円 特別障害 400,000円
5	老人扶養控除 老人配偶者控除	満70歳以上の同一生計配偶者あるいは扶養親族がいる場合	1人につき	100,000円

月所得額の計算方法

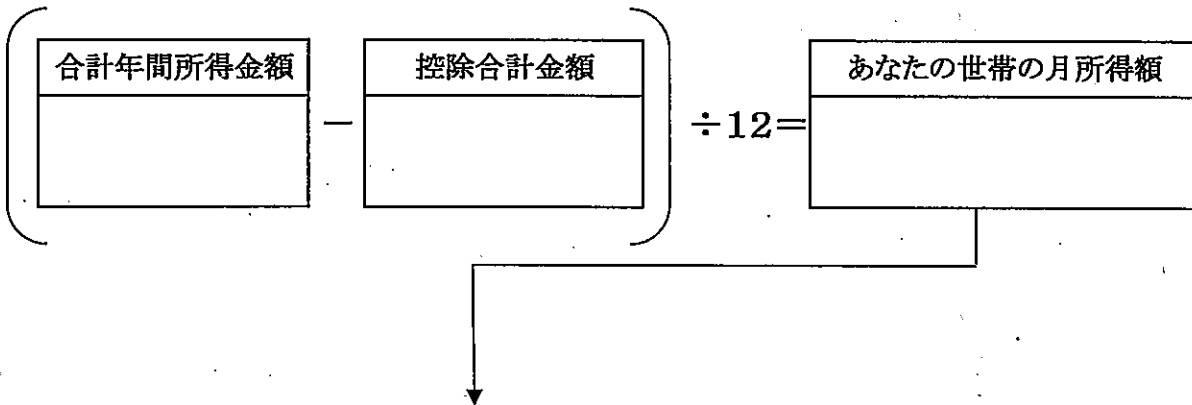
1 月所得金額の算出表

入居申込みをする場合の月所得額計算は、申込み本人及び同居親族(婚約者・内縁含む)で収入のある方全員の課税所得の合計金額が対象となります。

あなたの世帯の月所得額の算出法

課税所得 (収入額ではなく、所得額を記入します。)

本人の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円



○一般住宅

計算後の月所得額	収入分位	
0 ~ 104,000	A	一般
104,001 ~ 123,000	B	
123,001 ~ 139,000	C	
139,001 ~ 158,000	D	
158,001 ~ 186,000	E	裁量階層
186,001 ~ 214,000	F	
214,001 ~ 259,000	G	

所得計算の方法

給与収入の方

●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか?

現在の勤務先に平成28年12月以前に就職し、現在まで勤務しているとき。

現在の勤務先に平成29年1月以後に就職し、現在まで勤務しているとき。

●勤務先発行の平成29年分源泉徴収票

①

支払を受ける者		住所又は居所		氏名		(受給者番号)	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額			
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の控除(配偶者を除く)	障害者の控除(本人も控除)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
(源泉)年額定率控除額	円	国民年金保険料等の金額	円	配偶者の合計所得	千円	円	

円 (1年間の所得)

→ 8ページ所得へ(給与収入の方)

●市町村発行の平成29年分の総所得額を記載してある証明書(②③いずれかで確認してください)

②

住所		氏名		平成30年度(平成29年分)		雑損控除額		所得割額	
所得	給与	収入金額	円	医療費控除額	円	市町税	所得割額	円	
		所得金額	円	社会保険料控除額	円	県税	所得割額	円	
	公的年金等	収入金額	円	小規模企業共済等掛金控除額	円	年税額	円		
		所得金額	円	生命保険料控除額	円	均等割額	円		
			円	地震保険料控除額	円	扶養人数	人		

円 (1年間の所得)

→ 8ページ所得へ(給与収入の方)

③

所得		給与収入		主たる給与以外の合算所得区分		総所得金額①		総所得②	
所得	給与所得	収入金額	円	所得区分		総所得金額①	円	分譲短期譲渡	
		所得金額	円	所得区分		総所得金額①	円	分譲長期譲渡	
所得	その他の所得計	収入金額	円	所得区分		総所得金額①	円	山林所得	
		所得金額	円	所得区分		総所得金額①	円	株式等の譲渡	
所得	雑損	収入金額	円	所得区分		総所得金額①	円	先物取引	
		所得金額	円	所得区分		総所得金額①	円		
所得	医療費	控除額	円	所得区分		総所得金額①	円		
		控除額	円	所得区分		総所得金額①	円		
所得	社会保険料	控除額	円	所得区分		総所得金額①	円		
		控除額	円	所得区分		総所得金額①	円		
所得	小規模企業共済	控除額	円	所得区分		総所得金額①	円		
		控除額	円	所得区分		総所得金額①	円		
所得	生命保険料	控除額	円	所得区分		総所得金額①	円		
		控除額	円	所得区分		総所得金額①	円		
所得	地震保険料	控除額	円	所得区分		総所得金額①	円		
		控除額	円	所得区分		総所得金額①	円		

円 (1年間の所得)

→ 8ページ所得へ(給与収入の方)

給与収入の方

●勤務先発行の給与等支払証明書

給 与 支 払 証 明 書

住 所 _____

氏 名 _____

1 採用年月日 平成 年 月 日

2 扶養親族 配偶者控除 有・無 (いずれかを○でかこむ)
その他扶養親族被扶養者

3 支給総額

年	月	本 俸	手 当	手 当	手 当	手 当	計
		円	円	円	円	円	円
計							*****

4 賞 与

年 月	円
年 月	
合 計	*****

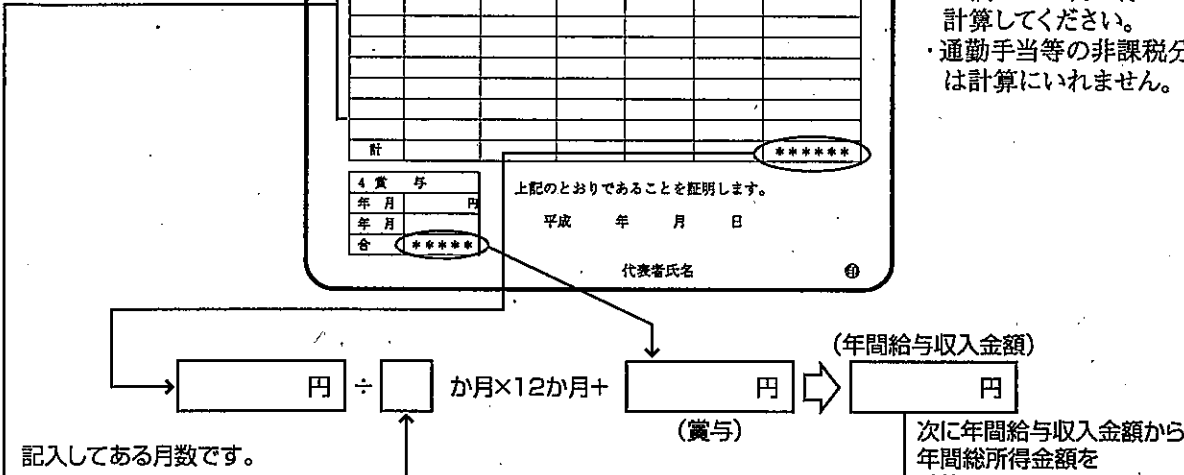
上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

代表者氏名 ④

この用紙は仮当選後申込者に郵送します

計算での注意
 ・金額のなかで1か月分に満たない月は除いて計算してください。
 ・通勤手当等の非課税分は計算にいません。



※ 年間給与収入金額から、年間総所得金額を計算する方法

年 間 給 与 収 入 金 額	年 間 総 所 得 金 額	
651,000円未満	年 間 総 所 得 = 0	
651,000円以上～1,619,000円未満	年 間 総 収 入 金 額 - 650,000円 = 年間総所得	
1,619,000円以上～1,620,000円未満	年 間 総 所 得 = 969,000円	
1,620,000円以上～1,622,000円未満	年 間 総 所 得 = 970,000円	
1,622,000円以上～1,624,000円未満	年 間 総 所 得 = 972,000円	
1,624,000円以上～1,628,000円未満	年 間 総 所 得 = 974,000円	
1,628,000円以上～1,800,000円未満	年間総収入金額を4で割り、その答えの1,000円未満を切捨てた金額を右のAに当てはめてください。	A×2.4 = 年間総所得
1,800,000円以上～3,600,000円未満		A×2.8 - 180,000円 = 年間総所得
3,600,000円以上～6,600,000円未満		A×3.2 - 540,000円 = 年間総所得
6,600,000円以上～10,000,000円未満	年 間 総 収 入 金 額 × .9 - 1,200,000円	

↓

[] 円 (1年間の所得)

↓ 8ページ所得へ(給与収入の方)

事業収入の方

●現在の事業をいつから始めましたか？

平成28年12月以前から
事業を始めたとき。

平成29年1月以後に事業を
始めたとき。

●平成29年分の所得税の確定申告書の控

所得金額	事業	①										
	業	②										
	農	③										
	業	④										
	不動産	⑤										
	利子	⑥										
	配当	⑦										
	給与	⑧										
	雑	⑨										
総合課税・一時 の+1(②+③)×1/2	⑩											
合計	⑪		*	*	*	*	*	*	*	*	*	

円 (1年間の所得)

→ 8ページ所得へ(事業収入の方)

●収支明細書(事業所得者用)

☆収支明細書は、募集月の前月までの12か月間(12か月にならないときは今の仕事を始めてから募集月の前月までの期間)について自分で記入します。

ここに注意

- ・実績の金額ですから1円の単位まで正確に記入してください。
- ・認められる支出の項目は、確定申告において税法上必要経費として認められるものに限ります。
- ・明細書の内容について、書類を確認する場合があります。

計算での注意

- ・金額のなかで、1か月分に満たない月は除いて計算してください。
- ・事業を開始した日が最近で、まだ1か月分に満たない場合は0円として計算してください。
- ・1年間の所得で1円未満は切捨ててください。

この用紙は仮当選後申込者に郵送します

収支明細書 (事業所得者用)

1 事業及び事業内容	
2 事業所の所在地	
3 事業開始年月日	平成 年 月 日

(月別収支内訳)

月	収入の部		支出の部		差引純利益 (イ-ロ)
	計(イ)		計(ロ)		
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
*月					
計					*****

→ ※募集の前月が最後の月になります。

記入してある月数です。

円 ÷ □ か月×12か月 ⇒ 円 (1年間の所得)

8ページ所得へ(事業収入の方)

年金収入(非課税)の方

①障害の名称がつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の対象にはなりません。 (収入として扱いません)
②遺族の名称がつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
③母子の名称がつく次の年金 母子年金・準母子年金	
④その他か次のような年金 遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金	

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか?

平成28年12月以前から支給されている方

平成29年1月以後から支給されている方

●公的年金等の源泉徴収票

平成29年分 公的年金等の源泉徴収票

住所	〒				
支払先	氏名				
種別	支払金額	源泉徴収額	円		
年金	*****●●●●●●●●	*****●●●●●●●●	円		
扶養親族の有無	控除対象扶養親族の有無	円			
扶養親族の数	障害者の数(本人以外)	社会保険料の金額	円		
0	0	0	0	0	0
支払を受ける者の生年月日	支払を受ける者の生年月日				

2か月に1度の支給金額×6

●所得算出表

受給者の年齢	この年中的公的年金等の収入金額(A)	所得金額になおす計算式
年齢65歳以上の方	120万円未満	0円
	120万円以上～330万円未満	(A)-120万円
	330万円以上～410万円未満	(A)×0.75-37万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A)×0.85-78万5,000円
年齢65歳未満の方	770万円以上	(A)×0.95-155万5,000円
	70万円未満	0円
	70万円以上～130万円未満	(A)-70万円
	130万円以上～410万円未満	(A)×0.75-37万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A)×0.85-78万5,000円
	770万円以上	(A)×0.95-155万5,000円

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。
 ※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、右の計算式で計算してください。

(1年間の所得)
 円

8ページ所得へ(年金収入の方)

様式第3号 (第2条の4関係)

婚 姻 予 約 確 認 書

年 月 日

宮城県住宅供給公社 理事長 殿

申込者 住所

氏名

印

婚約者 住所

氏名

印

私達は、下記のとおり婚約していることに相違ありません。

記

婚約成立年月日 年 月 日

入籍予定年月日 年 月 日

(注) 婚約者が同居の承認を受けた日から3月以内に同居しないときは、入居許可が取り消されます。